

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年8月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：フィリピン 担当：経済基盤開発部
案件名：メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査

1 契約予定期間：2013年10月下旬～2015年3月下旬

2 参加要件

海外における都市/地域開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月11日から2013年9月13日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月11日から2013年9月17日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月27日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 10月中旬
- (5) 契約交渉 : 10月中旬～10月下旬

5 業務の目的

メトロセブは、フィリピン国（以下フィ国）中部ビサヤ圏内に位置し、セブ州のうちセブ市を含む13市・町から構成される人口255万人（2010時点）を擁する同国第2の都市圏である。同地域はセブ港およびマクタン・セブ国際空港を擁する交易の拠点であるとともに、国際的な海洋リゾートとしても有名であり、近年、マクタン経済特区等において国内外の企業による産業集積が進められている。

一方、急速な人口増加や都市化はメトロセブにおいて様々な都市問題を引き起こしており、現状の交通、上水、下水排水、廃棄物、エネルギー等に関する脆弱な都市基盤施設は、同地域の経済および都市の発展にとって大きな阻害要因となっている。同地域における現状の都市問題へ適切に対処するためには、各市町の行政境界を越えた、地域一体となった対応が必要となっている。JICAは1994年にセブ州総合開発計画(M/P)を実施したが、その後、中長期的な開発計画はセブ市およびメトロセブともに策定されておらず、中長期的な都市基盤施設の整備に関する方針の策定が必要となっている。

以上のようなメトロセブの状況に対応するため、2011年、市町と民間企業から構成されるメトロセブ開発調整委員会(Metro Cebu Development and Coordinating Board: MCDCB)が設立された。MCDCBでは、同年4月、セブ州知事（議長）、セブ市長（副議長）、他の市町の代表、国レベルの諸機関の代表、並びに民間企業および市民グループの代表メンバーによる合意文書(Memorandum of Agreement)が締結され、メトロセブの包括的な開発戦略・政策・基準づくりを進めることが合意されている。

2012年11月にJICAは、この包括的な開発戦略・政策・基準づくりの協力するため「メトロセブ持続可能な環境都市構築のための情報収集・確認調査」を実施し「メガセブビジョン2050」を策定した。この策定の支援は、JICAと連携協定を結んでおり、セブ市とも「技術協力に関する覚書」を締結している横浜市の協力を得て行われた。

取り纏められたビジョンを実現可能なものにするためには、ビジョンの具体化のためのロードマップの作成が必要であり、加えて、短期的な成果を求める関係市町村にも配慮し結果を出していく必要がある。

かかる背景のもと、JICAは「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」を実施し、メトロセブが自らビジョンを実現化していくためのロードマップとアクションプランの策定に協力することになった。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

セブ州及びセブ13市町村（セブ市、マンドゥエ市、ラブラブ市、タリサイ市、コルドバ市、ダナオ市、コンポステラ、リロアン、コンソラシオン、ミングラニア、ナガ市、サンフェルナンド、カルカル市）

(2) 相手国関係機関

セブ州、セブ13市町村によるMetro Cebu Development and Coordinating Board (MCDCB)

(3) 業務の内容

本件の目的は、メガセブビジョン2050を実現するためのロードマップ及びアクションプランを策定することである。成果は次のとおり。

- 1)2016年を目途とした短期優先プロジェクト及びその実施のアクションプラン(2014.4)
- 2)メガセブビジョン2050を実現するための2030年を目途としたロードマップ(2015.3)
- 3)中長期で取り組むべき候補案件(プロジェクトロングリスト)の計画(2014.11)

具体的な業務内容は次のとおり。

【第一フェーズ】

- 1) 背景及び現状の把握
 - ・メガセブビジョン2050のレビュー
 - ・投資動向、産業分析、セクター分析、科学的手法による状況確認(交通需要予測等)
 - ・「メガセブビジョン2050」実施体制、環境の評価
 - ・企業・学術機関等のリストアップ、簡易プロファイルの作成
- 2) 2030年を目途としたロードマップの検討
 - ・2050年までの取り組みの方針の検討
 - ・空間計画及び土地利用計画の検討
 - ・広域行政機能強化のための計画検討、ワークショップ(必要に応じ本邦研修)の開催/実施
- 3)短期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプラン作成
 - ・短期優先プロジェクト選定のクライテリア設定
 - ・短期優先プロジェクト選定
 - ・実施のためのアクションプラン作成(South Road Properties経済特区をスマートグロースモデルとしてのモデル地区にするためのアクションプラン含む)
 - ・アクションプラン実施の上での課題の抽出、対応の検討

【第二フェーズ】

- 4) 2030年を目途としたロードマップの策定
 - ・空間計画及び土地利用計画の策定
 - ・広域行政機能強化の計画策定、ワークショップ(必要に応じ本邦研修)等による一部実施
 - ・2030年を目途としたロードマップ(自治体競争力強化策含む)の策定
- 5) 中長期で取り組むべき候補案件(プロジェクトロングリスト)のリストアップ
 - ・対象セクターの絞り込み
 - ・需要予測、需給ギャップ予測、分析
 - ・プロジェクトロングリストの作成
 - ・実施に向けた提言

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年10月下旬)
- (2) インテリムレポート (2014年3月下旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート (2014年11月下旬)
- (3) ファイナルレポート (2015年3月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括/土地利用計画/都市計画(評価対象予定者)
- イ 産業開発/民間投資(評価対象予定者)
- ウ 都市交通/交通需要予測(評価対象予定者)
- エ 道路計画
- オ 上下水道計画
- カ 廃棄物管理
- キ 公共政策能力評価/公共政策管理
- ク 合意形成/広域行政
- ケ 経済財務分析/PPPインフラ整備
- コ 環境社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。